## 社会福祉法人の法人住民税

社会福祉法人の法人住民税についてご説明いたします。

地方税法第24条に道府県民税の納税義務者等について書かれています。

「第24条 道府県民税は、第3号に掲げる者に対しては均等割額及び法人税割額の合 算額によって、第5号に掲げる者に対しては利子割額によって、課する。」

三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人

五 利子等の支払又はその取扱いをする者の営業所等で道府県内に所在するものを通じて利子等の支払を受ける者」

原則として法人住民税は法人に均等割と法人税割、預金利息などを受ける場合は利子割がかかることになっています。

ただし例外として非課税になる者が第25条に書かれています。

「第25条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第2号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人、労働組合法(昭和24年法律第174号)による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律(昭和53年法律第80号)第2条第5項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁船保険中央会、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、都道府県農業会議、全国農業会議所、農業協同組合中央会、農業協同組合連合会(医療法(昭和23年法律第205号)第31条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。)中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第7条の2第1項に規定する法人である政党等

2 道府県は、前項各号に掲げる者に対しては、道府県民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第2号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。」

社会<mark>福祉</mark>法人には均等割・法人税割共に課すことが出来ないとされています。そしてまたその例外として社会福祉法人が収益事業を行う場合にはこの限りでない、ということは課することが出来るとされています。

そしてさらに例外が地方税法施行令第7条の4に書かれています。

「第7条の4 法第24条第4項から第6項まで、第25条第1項ただし書及び第2項ただし書、第52条第1項の表の第1号並びに第53条第27項の収益事業は、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第5条に規定する事業で、継続して事業場を設けて行われるものとする。ただし、当該事業のうち社会福祉法人、更生保護法人、学校法人又は私立学校法(昭和24年法律第270号)第64条第4項の法人が行う事業でその所得の金額の100分の90以上の金額を当該法人が行う社会福祉事業、更生保護事業、私立学校、私立専修学校又は私立各種学校の経営(法人税法施行令第5条に規定する事業を除く。)に充てているもの(その所得の金額がなく当該経営に充てていないものを含む。)を含まないものとする。」

社会福祉法人が収益事業を行っていた場合でも次の場合には収益事業に含まないものとする。 つまり社会福祉法人には法人住民税は課すことができないということになります。

どんな場合かというと

収益事業の所得金額のうち90%以上を社会福祉事業に充てている。

収益事業が赤字などの理由で所得金額が無い。(社会福祉事業に充てていなくても良い)

ということです。

また利子割につきましては地方税法第25条の2第2項に書かれています

「第25条の2 2 道府県は、所得税法別表第1に掲げる内国法人が支払を受ける利子等で、同法第11条第1項の規定の適用を受けるもの、租税特別措置法第3条の3第6項の規定の適用を受ける金額に相当する部分のもの又は第23条第1項第14号ニに掲げるものについては、利子割を課することができない。」

所得税法別表第 1 に「社会福祉法人 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)」としっかり載っていますので利子割もかかりません。

金融機関で手続をしてください。